別紙２

輸出対象製品一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 製品の 種類 | 製品の名称 ※１ | 対 象 の 区 分  ※２ | 原料区分  ※３ | 製造方法  ※４ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※１ 登録に係る輸出対象製品を全て記載すること。

※２ 缶入りペットフード、缶入り以外のペットフード、ドッグガム又は養殖魚用飼料 の別を記載すること。

※３ 原料区分には、ドッグガム以外のペットフードの場合は、その動物由来原料 が別添１の登録基準の（３）の①のアからサまで、ドッグガムの場合は、同アから エまで及びケ、養殖魚用飼料の場合は、別添２の登録基準の（３）の①のアか らエまでのいずれに相当するかを記入すること。

※４ 製造方法には、ペットフードの場合は、別添１の登録基準の（３）の② のアからウまで、養殖魚用飼料の場合は、別添２の登録基準の（３）の②のアの

（ア）から（キ）までのいずれに相当するかを記入すること。